

# 令和元年度（平成31年度）第12回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年3月25日(水) 午後4時00分～午後4時45分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 12名  欠席委員 2名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 葛代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	欠
	6	西口 孝	欠	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	5	山口 深		7	太田 憲男	
職務のため 総会に出席 した者の氏名  推進委員 3名  事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	埜々下 正男	
	推進委員	山本 哲也				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>					

## 令和元年度(平成 31 年度)第 12 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 12 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 5 番、山口 深委員と 7 番、太田 憲男委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 15 番、緑甲 1055 番 1、地目・面積は畑・3,146 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 25.4a でございます。</p> <p>受付番号 16 番、緑乙 2203 番外 5 筆、地目・面積は田・4,590 m<sup>2</sup>、畑・5,793 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございます。経営面積は 56.1a でございます。</p> <p>受付番号 17 番、緑乙 3843 番外 9 筆、地目・面積は田・9,334 m<sup>2</sup>、畑・32,235 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございます。経営面積は 611.2a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。15 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、緑から僧都に向けていく県道沿いです。約 10 か月前にソーラーを</p>

	<p>設置する申請があった場所です。譲受人が畑として耕作したいので買いたいと譲渡人に申し出がありました。農地として考えると、数十年前から埋め上げがあった土地で、川のほうには大きな石があり、真ん中の農地として付き合うあたりはガラスが入っていたりします。譲渡人に聞いたら、重機を持っているので、畑として使う、何を植えるかは決まっていない、ということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>追加です。事務局から譲受人に再度、確認をしました。広い畑であるのですが、レモンを植えようと、3,000 m<sup>2</sup>で 300 本程度になるのですが、営農指導をしてほしいと言われていました。支援センターを通じて指導をする予定で、今後申し出があると思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>16 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人と譲受人は、親子です。譲受人は、4～5 年前から後継者としてみかんや田畑をしております。そこで、今回土地の名義を譲りたいとの申請です。場所は、ご自分の自宅の周りで奥にあたる一帯になっています。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>17 番お願い致します。</p>
委員	<p>緑から僧都に向かって県道を行き橋の手前を左にあがっていった一帯に、譲受人の自宅周り含め奥にみかんや田んぼがあります。その一帯を譲受人が以前から作っていて、今回父親である譲渡人の名前になっている分を年齢的なこともあり、名義変更する申請となっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 39 番、小山 14 番外 1 筆、地目・面積は田・168 m<sup>2</sup>、畑・255 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は店舗住宅進入路・駐車場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 40 番、増田 1433 番 1、地目・面積は田・815 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は倉庫・作業場・駐車場でございます。また、農地の区分は農用地区域内にある農地で、農振農用地と判断されますが、この農地は農振法の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当します。</p> <p>受付番号 41 番、広見 3088 番 1、地目・面積は畑・624 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は事業用資材置場でございます。また、農地の区分は農地の一定</p>

	<p>規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。39 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、国道沿いの橋から 500mほど入った小山本村地区の田畑 2 筆です。借受人はパン工房のため、父親の貸付人所有の申請地を借受け、進入路と駐車場として利用したいという申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>40 番は太田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(太田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>40 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、自宅のすぐ近くです。国道から左にはいり、自宅の 50mくらい手前の水田です。借受人は、貸付人の長男で、営農のほうも面積を増やしていて、自宅の倉庫では機械を入れたりして、収まりがつかない。思い切って、倉庫を建てようという申請です。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
	(太田委員入室)
議長(会長)	41番は、地元委員さんが欠席のため、事務局よりご報告を受けたいと思います。お願い致します。
事務局	場所は、一本松の国道を左に曲がった県道沿いです。今回、譲受人の事業拡大に伴いまして、太陽光発電設備の資材置き場が必要になりました。売却可能な土地を近場で探していたところ、申請地を見つけ、メンテナンスや管理に必要な道具を置くのに都合がよいということで、今回の申請を出されています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	隣の宅地も？
事務局	今回は農地だけです。一帯利用地ではないです。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
	次に、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番 11 番、城辺甲 5281 番 1、地目・面積は畑・627 m<sup>2</sup>でございます。場所は、城辺浄水場の南、直線距離で 300mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和元年 9 月 20 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用は見込まれないものと思われます。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 177 番は再設定で、御荘菊川 749 番、地目・面積は田・2,216 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 178 番は再設定で、御荘平城 3983 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,429 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 179 番は再設定で、御荘長月 1259 番、地目・面積は田・1,186 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 180 番は再設定で、中川 247 番外 2 筆、地目・面積は田・3,075</p>

	<p>㎡、畑・102 ㎡、使用貸借で生産物は水稻・葉タバコ、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 181 番は再設定で、中川 464 番外 3 筆、地目・面積は田・2,738 ㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 182 番は再設定で、中川 790 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・3,309 ㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 183 番は再設定で、広見 1106 番外 1 筆、地目・面積は田・3,937 ㎡、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 184 番は新規で、満倉 1999 番、地目・面積は畑・16,783 ㎡のうち 13,453 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 2 年 5 か月でございます。</p> <p>受付番号 185 番は新規で、満倉 1999 番、地目・面積は畑・16,783 ㎡のうち 3,330 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 2 年 5 か月でございます。</p> <p>受付番号 186 番は新規で、広見 1294 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,083 ㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 187 番は新規で、城辺甲 3769 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,550 ㎡、使用貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 188 番は新規で、城辺甲 2423 番 2、地目・面積は田・3,343 ㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 189 番は再設定で、城辺甲 2456 番 1、地目・面積は田・903 ㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>以上 13 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。182 番は事務局長、186 番は山口委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(事務局長・山口委員退室)</p>
議長(会長)	<p>182 番・186 番について、どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。  (事務局長・山口委員入室)
議長(会長)	その他について、どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人

太田 憲男

議事録署名人

山口 謙